

国立大学法人京都大学部局長会議規程

(平成十六年達示第五号)

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第九条第二項の規定に基づき、国立大学法人京都大学の部局長会議(以下「部局長会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第二条 部局長会議は、国立大学法人京都大学の経営及び京都大学の教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整及び協議を行う。

(構成)

第三条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 総長

二 理事(非常勤の理事を除く。第十二条第一項第二号において同じ。)

三 副学長(前号に掲げる者を除く。)

四 研究科長(地球環境学堂長を含む。)

五 附置研究所の長

六 医学部附属病院長

七 附属図書館長

八 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長及び国際融合創造センター長のうちから総長が指名するもの 一名

九 高等教育研究開発推進機構長

(議長)

第四条 部局長会議に議長を置き、総長をもって充てる。

2 議長は、部局長会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、第三条第二号の理事のうちからあらかじめ議長が指名するものが、その職務を代行する。

(招集)

第五条 部局長会議は、総長が招集する。

2 総長は、構成員二名以上共同して書面により要求があったときは、部局長会議を招集しなければならない。

(開会)

第六条 部局長会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

(議決)

第七条 部局長会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(議案)

第八条 議案は、総長から部局長会議に附議する。

(特別委員会)

第九条 部局長会議に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

(構成員以外の者の出席)

第十条 議長が必要と認めるときは、部局長会議の了承を得て、第三条各号に掲げる者以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(研究科長部会)

第十一条 部局長会議に、大学院及び学部に係る事項に関し連絡、調整及び協議するため、研究科長部会を置く。

2 研究科長部会で連絡、調整及び協議する事項は、部局長会議の議を経て、総長が定める。

(研究科長部会の構成)

第十二条 研究科長部会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 総長

二 理事

三 総長が指名する副学長(前号に掲げる者を除く。)

四 研究科長(地球環境学堂長を含む。)

五 附置研究所の長 二名

2 前項第五号の附置研究所の長は、附置研究所の長の互選により定める。

(研究科長部会の運営)

第十三条 第四条から第十条までの規定は、研究科長部会に準用する。

2 前項に定めるもののほか、研究科長部会の運営に関し必要な事項は、研究科長部会が定める。

(雑則)

第十四条 部局長会議に関する事務は、総務部総務課において処理する。

第十五条 この規程に定めるもののほか、部局長会議の議事の運営その他必要な事項は、部局長会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第三条の規定にかかわらず、当分の間、センター長(第三条第八号に掲げるセンター長を除く。)のうちから総長が指名するもの一名を部局長会議の構成に加えるものとする。